

滋賀県にぎわいのまちづくり総合支援事業費補助金
(にぎわい創出推進事業—連携・協働促進事業)
募集案内(平成26年度2次募集)概要版

事業計画協議書受付期間

平成26年7月1日(火)～8月20日(水)

(土曜、日曜、祝日は除く)

受付先 滋賀県商工観光労働部 中小企業支援課

[電話]077-528-3731 [FAX.]077-528-4871

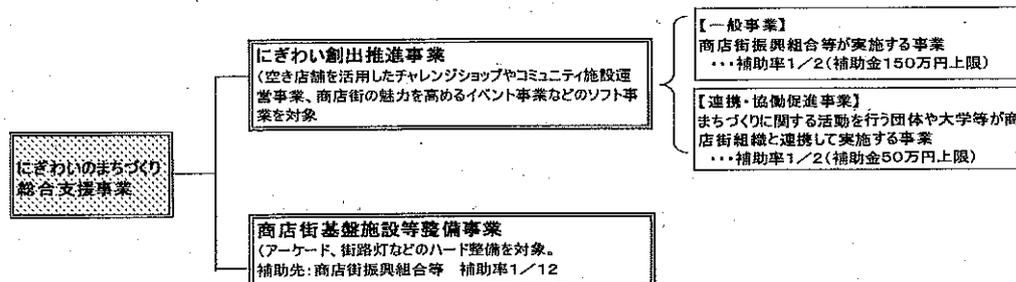
[E-mail]fb00@pref.shiga.lg.jp

【ご注意】

- 今回の募集は、大学やまちづくり活動団体等が実施主体となる
「連携・協働促進事業」の募集です。

[1]にぎわいのまちづくり総合支援事業について

【にぎわいのまちづくり総合支援事業の事業体系】



以下は、にぎわいのまちづくり総合支援事業費補助金のうち「にぎわい創出推進事業」(ソフト事業に対する補助金)について説明したものです。

「商店街基盤施設等整備事業」の内容等につきましては、県担当課(中小企業支援課 電話077-528-3731)へお問い合わせください。

1. 目的

中心市街地や地域の商店街は、地域の独特の文化や伝統を育んできた地域コミュニティの核であり、住民の暮らしと地域の振興に大きな役割を果たしてきました。しかし、消費者ニーズの変化や郊外への大型店の進出等により、商店街を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

この状況を打開し、まちのにぎわいを回復させるためには、商業者自らの努力とともに、地元で地域を愛する人(土の人)と外から来て新しい風を吹かせる人(風の人)がお互いに刺激し合い、連携することが大切です。

こうしたことを踏まえ、にぎわいのまちづくり総合支援事業は、まちづくりへの多様な主体の参画を促進する事業等を支援し、商店街等のにぎわいを再生し、地域の課題を解決する場としての役割を高めることを目的としています。

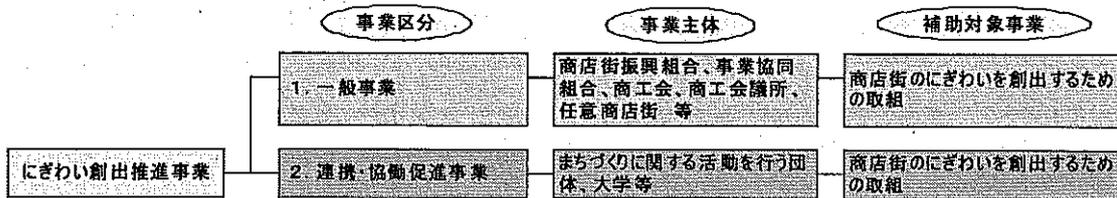
2. 内容

商店街組織とまちづくり活動団体等が連携し、商店街という場所や機能を活用して、地域の特性を活かした商店街の魅力向上や地域のふれあいづくり、地産地消や環境に配慮した事業等、さらに空き店舗対策の取組など、地域の課題を解決するとともに商店街等のにぎわいを創出する事業に対して補助します。

3. 特徴

(1) 事業区分

にぎわい創出推進事業は、事業主体と補助対象事業の内容によって2つの事業に区分しています。



(2) 成果目標数値の設定（商店街、商工会、商工会議所等が実施主体となる一般事業に限る。）

補助事業計画の作成にあたって、補助事業終了後の5年間について、利用者数や歩行者通行量、来客数、商店街等における年間販売額の増加、空き店舗率の改善といった具体的な数値目標の設定を義務づけ、少子高齢化社会に対応する持続可能な地域経済の担い手として、目標に向かって「挑戦する商店街」を優先的に支援します。

(3) 多様な主体の参画

補助対象者として、商店街等が実施主体となる一般事業に加え、大学、まちづくりに関する活動を行う団体等、多様な主体の参画によるまちづくりを支援します。

[2] 募集対象となる事業(連携・協働促進事業)について

1. 補助対象事業

「連携・協働促進事業」については、まちの活性化にチャレンジされる方の主体性、創造性を引き出す観点から、要件を満たす限り対象事業については特に制限を設けません。

ただし、補助事業計画の策定にあたってはコンプライアンス（法令遵守）にお気をつけください。たとえば、リサイクル事業を実施する場合の環境法令、育児サービスを実施する場合の児童福祉に関する法令、商店街の逸品づくりの際の食品の表示に関する法令、などです。また、「商店街基盤施設等整備事業」の対象となるいわゆるハード事業は対象となりません。

なお、今回募集する事業計画は、大学やまちづくり活動団体等が実施主体となるもので、交付決定日（平成26年10月1日予定）以降に開始し、平成27年3月31日までに終了するものとなります。

【補助対象事業の要件】

事業区分	補助対象事業の要件
<p>連携・協働促進事業 (まちづくりに関する活動を行う団体、大学等)</p>	<p>商店街のにぎわいを創出するための取組であって、<u>次の要件をすべて満たす事業を対象とします。</u></p> <p>①補助対象者と商店街組織とが連携して実施するものであること。 ②商店街という場所や機能を活用して、少子化、高齢化、安全・安心、地域資源活用・農商工連携、創業・人材、環境など、地域社会が抱える課題解決に資する事業であること。 ③商店街の存在価値を地域にとってかけがえのないものに高め、今後の可能性を開く要素がある事業であること。 ④補助事業終了後も取組の継続が見込まれること。 ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業等でないこと。</p>

【補助対象事業の例示】

補助対象事業の例示は次のとおりです。

- ①商店街活性化計画策定等
- ②高齢者等の利便性の向上に資する事業（買い物弱者対策事業等）
- ③地域産業との連携を図る事業（地産地消、地元農産物を使った商品開発等）
- ④地域の環境保全に取り組む事業（リサイクルマーケット、自転車利用拡大等）
- ⑤観光との連携事業（観光案内所の運営、観光ルートマップ作成等）
- ⑥空き店舗を活用したチャレンジショップやコミュニティ施設の運営事業

⑦商店街の魅力を高めるためのイベント事業（百円商店街、まちゼミ 等）

等

2. 補助対象者

連携・協働促進事業の補助対象者は下表のとおりです（滋賀県内に主たる事務所を有する団体等に限り、ただし、下表に掲げる「大学等」については、この限りではありません）。

事業区分	補助対象者
連携・協働 促進事業	<ul style="list-style-type: none">・大学等 (大学等公認のクラブやサークル、ゼミや研究室としての応募可能。)・まちづくりに関する活動を行う団体・商店街の活性化を図るためソフト事業を行おうとする上記以外の団体 で知事が認めるもの。

「連携・協働促進事業」の補助対象者の詳細は、下記のとおりです。

【大学等】

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学および高等専門学校。

【まちづくりに関する活動を行う団体】

次の要件をすべて満たす団体で知事が認めるものをいう。

- ① 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人または特定非営利活動法人に準ずる団体（特定非営利活動促進法別表に掲げる活動を行う団体（任意団体を含む）で、定款、規約等を持ち、組織として意思決定ができる団体をいう。）であること。
- ② 宗教活動または政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- ③ 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とするものではないこと。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）、暴力団または暴力団の構成員、もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- ⑤ 滋賀県内に事務所を有し、1年以上の活動実績があること（任意団体が特定非営利活動法人化した場合は、任意団体の時の活動実績を含める）。
- ⑥ 事業を実施できる規模の人員を有するとともに、提案する事業の実績を有する

など事業を適確に遂行することができること。)

3. 補助対象経費

補助対象経費については、補助事業を適切に実施するために必要な経費であって、下表に掲げるものとします。

各費目の詳細については、【補助対象経費の内容および注意事項】を参照してください。

[補助対象経費]

経費の区分	経 費 の 内 容
謝金	委員、講師、研究員等外部専門家（補助事業の実施主体の会員、組合員、役職員等の内部関係者を除く。）に対する謝金
旅費	委員、講師、研究員等外部専門家（補助事業の実施主体の会員、組合員、役職員等の内部関係者を除く。）に対する旅費
事業経費	店舗改装工事費（店舗と一体的な設備を取得する経費を含む）、開発費、店舗等賃借料、会場借料、機器借上・借損料、資料等作成費、原稿料、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、図書購入費、通信運搬費（プロバイダ契約使用料、回線使用料を含む。）、保険料、雑役務費、その他知事が必要と認める経費
	専門的知識・技術を要する事業部分に限る。

4. 補助率・補助金上限額

補助率	補助限度額（補助金ベース）
補助対象経費の2分の1以内	50万円

5. 補助対象期間

補助事業期間は、交付決定日から最長で翌年の3月31日までとなります。

6. 補助事業の継続

連携・協働促進事業については、3年度までの継続を可能とします（県の会計年度の3年度であって補助事業の開始日から3年間ではありません）。

また、継続事業であっても交付決定は単年度ごとに行います（予算の制約があるため、3年間継続して採択されるとは限りません）。

7. 補助金の支払い

補助金の支払いは、原則、補助事業終了後の精算払いとなります。

また、補助事業終了日までに支払いが済んでいる事業経費を補助の対象とします。

[3]応募手続等

1. 受付窓口

滋賀県商工観光労働部 中小企業支援課

2. 受付期間

平成26年7月1日(火)～平成26年8月20日(水)

土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。

(郵送の場合は、8月20日(水)到着分までを有効とします。)

補助対象内容や提出資料の確認のため、早めに担当者へ相談いただくことをお勧めいたします。

3. 提出書類

以下の書類を提出していただきます(書類は原則としてA4版)。提出された書類は返却いたしません。

- (1) 事業計画協議書(所定様式:様式第1号、別紙1事業計画協議書、別紙2経費配分書を添付)

※様式については、滋賀県のホームページにて、データの取得をお願いいたします。

(<http://www.pref.shiga.lg.jp/kakuka/f/chushoukigyo/shotengai.html>)

- (2) 地域商店街活性化計画
- (3) 事業実施団体の定款・規約等
- (4) 事業実施団体の構成員および役員の名簿

(注) 大学等のクラブやサークル、ゼミや研究室が実施主体となる場合は、大学等が証明した公認団体等である旨の証明書を添付してください(証明書の様式は大学等の所定様式)。

- (5) 事業実施団体の概要に関する説明資料(パンフレットやホームページのコピーなど)
- (6) 商店街の範囲を示した地図
- (7) 商店街現況写真
- (8) 補助事業内容に関する補足説明資料
- (9) 暴力団等に該当しない旨の誓約書

4. 審査

補助事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択します。

また、連携・協働促進事業については、「にぎわいのまちづくり事業計画審査会」を開催し、申請書類と補助対象者によるプレゼンテーションに基づいて審議の上、補助採択先を決定します。

(1) 補助事業の採択基準

- ① 中小商業をめぐる環境変化により新たな対応を迫られている等、事業実施の緊急性が高いこと。

- ② 事業の内容が先進的であり、近隣への波及効果が高いと見込まれること。
- ③ 事業化の具体性が高く、補助事業の実施が確実である等、事業内容の熟度が高いこと。
- ④ 補助事業の実施により集客力の増加が見込まれる等、中小商業活性化の効果が期待できること。
- ⑤ 補助事業の終了後においても、取組が継続、または成果が生かされることが見込まれること。
- ⑥ 事業を実施する体制および能力があること。
- ⑦ 事業実施スケジュールおよび予算内容が適正であること。
- ⑧ 継続事業の場合、前年度の効果と反省点を踏まえて事業実施方法の変更等を実施していること。

(2) 通知

審査結果（採択、不採択）については、中小企業支援課から申請者あて通知します。採択となった方は、にぎわいのまちづくり総合支援事業費補助金の交付申請に必要な手続をしていただきます。

(3) 交付決定

採択決定後、交付申請書を提出していただき、交付決定をします。（交付決定後、事業を開始していただけます。）

(4) 公表

交付決定後、原則として、事業実施主体名、事業実施地区、補助事業計画の概要等を公表します。

(5) 補助事業者の義務（交付決定後）

にぎわいのまちづくり総合支援事業費補助金に係る事業を実施する際には、以下のことに注意してください。

①事前承認

経費の配分、内容の変更、補助事業を中止、廃止する場合は、事前に承認が必要です。

②遂行状況報告

県が指定した時点の遂行状況を、指定した期限までに報告願います。

③実績報告

事業完了後30日以内または翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出していただきます。

④証拠書類の保存

経理等の証拠書類は整理し、終了後5年間保存する必要があります。

⑤成果の発表

事業の成果については、その取り組みや成果を発表していただくことがあります。

⑥交付決定の取消等

滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）およびにぎわいのまちづくり総合支援事業費補助金交付要綱に定める規定に違反する行為がなされた場合、交付決定の取消し、補助金等の返還、加算金の納付や補助事業者名および不正の内容の公表等、法令等で規定された罰則を受けることがあります。